

午前10時～午前11時30分
※8月14日(火)はお休みします。

◆問い合わせ

町民保健グループ
☎0240-27-2113



「げんキッズ」参加者のみなさん

これまで会えなかった方との再会、そして新たな出会いの場となりますよう、ぜひご参加ください。

◆日時

平成24年9月18日
(毎月第3火曜日)

午後1時30分～午後3時

◆場所

タウンモール・リスポ2階
いわき市小名浜蛭川南5-1-6

◆内容

茶話会、健康に関する講話、体操、その他創作活動など

◆問い合わせ

福島県相双保健福祉事務所
いわき出張所
いわき市平字梅本15番地
☎0246-14-6118

原子力損害賠償紛争
解決センター福島事務所
支所の開設について

原子力損害賠償紛争解決セン

無料弁護士相談会の
開催について

弁護士相談会を次のとおり開催いたします。親切丁寧に相談に応じてくれますので、お気軽にご相談ください。

相談内容

◎生活相談 ◎法律相談 ◎原発損害賠償問題 ◎多重債務問題 ◎相続・借地問題

四倉鬼越応急仮設集会所

日時 8月18日(土)

午後1時30分から

午後3時30分

場所 四倉鬼越仮設集会所

中央台高久第四応急仮設集会所

日時 8月25日(土)

午後1時30分から

午後3時30分

場所 中央台高久

第2仮設集会所

◆問い合わせ

農業委員会
☎0240-27-4163

ターは、和解仲介の申立に関してできる限り被害者の居所などの近くで話し合いを実施するなど、きめ細やかな対応を実施するため、福島県内に新たに4か所の支所を設置し、7月2日(月)より業務を開始しました。

◆支所の名称および設置場所

・東北支所
福島市霞町1-52
(福島市市民会館503号室)

・会津支所

会津若松市一箕町松長
1-17-62

・いわき支所

いわき市平字堂根町1-4
(いわき市文化センター第2会議室)

・相双支所

南相馬市原町区錦町1-30
(福島県南相馬合同庁舎403会議室)

◆支所における業務

・口頭審理期日(仲介委員と申立人・被申立人が面会し直接事情をお伺いする会合)の開催

「広野町・川内村合同
交流サロン」のご案内

町民同士の交流の場「広野町・川内村合同交流サロン」を開催します。

借上げ住宅に住んでいる方など、いわき市にお住まいの方であればどなたでも参加できます。みなさんでお茶を飲みながらおしゃべりをしたり、レクリエーションなどを通して、心と体のリフレッシュをしませんか？



駐車場ご利用のお知らせ
広くて便利に生まれ変わった
駐車場をご利用下さい。

メールマガジンの配信について

広野町では、町民のみなさんに様々な情報をお知らせするため、メールマガジンの配信を行います。皆様のご登録をお待ちしています！

○メールアドレス登録・変更について

広野町メールマガジン配信または区分変更をご希望の方は ml-in@town.hirono.fukushima.jp に空メール(件名・本文を入力しないメールのこと)を送信してください。しばらくすると、「登録のご案内」のメールが届きます。メール本文に記載されているURLにアクセスし、登録・変更手続きを行ってください。
※メール配信は、「kikaku@town.hirono.fukushima.jp」から届きますので、迷惑メール対策をされている人はご注意ください。

◆お問い合わせ

企画グループ ☎0240-27-2114

◆申立書の受領

(東京事務所に転送し正式受理)

・和解の仲介手続きに関する説明

◆業務時間

平日 午前9時～午後5時

(福島事務所・各支所)

◆問い合わせ

☎0120-377-155

(フリーダイヤル)

(平日 午前10時～午後5時)